

## 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正 新旧対照表

平成 28 年 8 月 5 日

改正後	改正前 (下線部分変更)
<p><b>第 1 条から第 21 条</b> 略</p> <p>(漏えい事案等への対応)</p> <p><b>第 22 条</b> 会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に報告することとする。<u>ただし、特定個人情報の漏えい事案の発生の場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</u></p> <p>2 会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</p> <p>3 会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。</p> <p><b>第 23 条から第 24 条</b> 略</p>	<p><b>第 1 条から第 21 条</b> 略</p> <p>(漏えい事案等への対応)</p> <p><b>第 22 条</b> 会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に報告することとする。</p> <p>2 会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</p> <p>3 会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。</p> <p><b>第 23 条から第 24 条</b> 略</p>